

## 3 1 . 3 2

拒絶査定があった特許出願について拒絶  
査定不服審判の請求とともに出願の変更  
が行われた場合の取扱い（特・実・意）

拒絶査定があった特許出願について、拒絶査定不服審判の請求とともに実用新案登録出願への出願の変更が行われた場合（特46条2項、実10条1項、2項、意13条1項）には、これらの手続が形式的に適法である限りそのいずれをも受理し、変更した出願について審査を行う。

審判の請求については、実用新案登録出願への出願の変更によりもとの特許出願は取り下げたものとみなされる（特46条4項、実10条5項、意13条4項）ため、審理の目的物（対象）の喪失によって当然に終了する。（→審判便覧61-10）

（改訂平成23・11）